

7. 獣 医 衛 生 等

獣医衛生等の事務は、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録による鑑札交付と狂犬病予防注射の注射済票交付業務、動物の愛護及び管理に関する法律や東京都動物の愛護及び管理に関する条例等に基づく動物の適正飼養、動物愛護の思想の普及・啓発、地域猫活動に対する不妊去勢手術費一部助成事業などの業務である。

[1] 飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法では、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することを目的として、毎年1回狂犬病予防注射を接種しなければならないと規定している。わが国では昭和33年以来、狂犬病の発生はないが、海外では依然として多くの国々で狂犬病による死者が出ており、流入に備え予防接種率を向上させる必要がある。

保健所では4月初旬に狂犬病予防週間を設け、東京都獣医師会豊島支部に委託し定期集合注射を実施している。

なお、飼い犬の登録をしていない者に対しては、区の広報紙、区ホームページ等や獣医師を通じて登録の促進に努めるとともに、狂犬病予防注射を行っていない犬の所有者に対しては督促を行ない、狂犬病予防注射の完全実施を目指している。

区分 年度	対象数 (頭) (※)	マイクロチップ 登録 (件)	鑑 札 交 付 数 (件)				注射済票交付数 (件)		
			総数	登 録	再交付	交 換	総 数	交 付	再交付
2	7,775		977	751	63	163	5,829	5,822	7
3	7,607		1,006	751	107	148	5,925	5,903	22
4	8,163	673	575	335	88	152	6,070	6,049	21
5	8,661	737	278	77	77	124	5,946	5,921	25
6	9,067	763	211	59	62	90	6,098	6,070	28

(注) マイクロチップ登録は令和4年6月から義務化（環境省への登録により鑑札交付とみなすため交付件数は減少）。

(※) 対象数は各年度末現在の数

[2] 犬によるこう傷事故

犬による人の生命又は身体に侵害（こう傷事故等）があったとき、飼い主は適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、事故発生の時から24時間以内に、事故が発生した所在地の保健所に届け出なければならないとされている。保健所では事故届を受けた際、飼い主に対し指導を行ない、事故の再発防止に努めている。

区分 年度	こう傷 事故数 (件)	被害者数 (人)	畜犬登録の有無 (件)			狂犬病予防注射の 接種状況 (※) (件)	
			有	無	不明	接種済	未接種
2	8	8	8	0	0	4	4
3	6	6	5	1	0	4	2
4	8	8	8	0	0	6	2
5	15	15	13	1	0	12	2
6	9	9	9	0	0	9	0

(※) 未登録犬・未注射犬については、事故届出後に登録及び注射済票交付済み

[3] 犬舎等の施設数

豊島区化製場等に関する法律施行条例により、法令で指定する動物を飼養又は収容する施設を設置し都条例で規定する以上の動物を飼養又は収容する場合は、区長の許可を受けなければならない。

保健所では、これらの施設の衛生を確保するため、許可時に、立ち入り検査を行なっている。

(単位：件)

年度	許可	廃止	施設数
2	0	0	1
3	0	0	1
4	0	0	1
5	0	0	1
6	0	0	1

[4] 犬の捕獲、動物の引取り・収容等

犬の捕獲及び動物の引取り・収容は東京都動物愛護相談センターが対応している。飼い主不明の犬に対する通報が保健所に寄せられた場合、同センターに連絡を行ない収容を依頼している。収容後は、収容状況の周知を行なうため一定期間の公示を実施している。

(単位：頭)

年度 \ 区分	犬の捕獲 (公示)	ねこの収容 (公示)	犬の返還	ねこの返還
2	0	10	0	0
3	1	4	1	0
4	1	2	0	0
5	0	3	0	0
6	0	6	0	0

[5] 苦情処理

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすようなことのないよう努めなければならないと規定されている。しかし、近年マナーの悪い飼い主による不始末のために、汚物汚水・悪臭等の苦情が後を絶たない。

保健所では、広報紙、区ホームページ等を利用したマナー啓発を行なっているほか、苦情者には啓発プレート交付などを行なっている。

(単位：件)

年度 \ 区分	犬の苦情						ねこの苦情					その他の苦情	合計
	総数	放し飼い	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他		
2	99	1	21	1	7	69	156	76	2	7	71	13	268
3	109	2	9	2	28	68	97	46	4	3	44	15	221
4	107	2	35	6	20	44	101	33	4	2	62	7	215
5	90	1	49	1	14	25	102	28	0	4	70	3	195
6	93	3	53	0	20	17	121	33	3	1	84	3	217

[6] 人と動物の共生

(1) 地域猫活動に対する不妊去勢手術費一部助成

地域猫活動とは、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を軽減させるため、適切な給餌、糞尿対策及び不妊去勢手術の実施に取り組み、飼い主のいない猫を一代限りで見守る活動である。

豊島区では、町会の了承の下、地域ぐるみで地域猫活動を行なう地域協議会が設立されている。平成19年度11月からは、地域猫活動に対し不妊去勢手術費一部助成も行なっている。

区分 年度	地域協議会数 (件)	助成数 (頭)			合計 (頭)
		オス	メス	麻酔のみ	
2	42	105 (84)	123 (98)	1 (1)	229 (183)
3	45	112 (111)	98 (96)	1 (1)	211 (208)
4	49	122 (122)	138 (138)	0 (0)	260 (260)
5	53	79 (79)	97 (96)	0 (0)	176 (175)
6	55	80 (80)	53 (53)	1 (1)	134 (134)

(注) カッコ内は地域協議会活動での助成頭数

(2) 地域における動物の相談支援体制整備事業

令和4年10月から、飼い主の死亡等で飼養が難しい犬猫、飼い主のいない犬猫の譲渡を支援する本事業を開始した。

事業実施団体登録済みの保護団体に対して、譲渡を前提とした一時預かり、保護、治療、入院、不妊去勢等手術にかかる経費の一部を助成している（上限あり）。

区分 年度	登録団体数 (件)	助成数 (頭)	助成金額 (円)	譲渡数 (頭)
4	3	29	1,877,607	13
5	5	53	2,831,327	33
6	6	79	6,500,602	63